

「高等教育の修学支援新制度」における入学諸経費の取扱いについて(2020年度入学)

2019年12月4日

法政大学通信教育部では、「高等教育の修学支援新制度」における授業料等減免の対象者について、2020年度入学諸経費の取り扱いを以下のとおりとします。

出願時	選考料(および編入の場合は編入料)、入学金および教育費を、各出願締切日までに全額納入していただきます。減免認定後の金額ではありませんので、ご注意ください。 なお、各出願締切日までに納入がない場合は、理由のいかんを問わず、選考の対象になりません。
入学後	所定の減免申請手続きを行っていただき、減免対象者であることが確認できた場合は、減免相当額を返還します。なお、選考料(および編入の場合は編入料)は減免の対象ではありません。

※ 入学辞退については、理由のいかんを問わず、入学金は返還しません。教育費のみ返還します。

減免申請手続きの日時と方法、返還の具体的な時期等については、決まり次第、通信教育部のWebサイト等でお知らせいたします。

<問い合わせ先>

法政大学 通信教育部 Tel 03-3264-6150

【関連情報】

法政大学ウェブサイトニュース<法政大学について>

「高等教育の修学支援新制度」の対象校になりました

法政大学は「高等教育の修学支援新制度」(授業料等減免、給付型奨学金)の対象校となりました。

◇制度の概要について

文部科学省「高等教育の修学支援新制度」

◇大学への入学前に利用可能な支援制度

以下の制度について紹介しています

- ・生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】(都道府県社会福祉協議会)
- ・国の教育ローン(日本政策金融公庫)
- ・労働金庫(ろうきん)の入学時必要資金融資

以上